

退職管理に関する条例改正について

【２・３月市会での改正案件】

職員基本条例

事 項	改正理由
外部通報窓口・通報者保護 規定の明文化	人事監察委員会から条例改正の提言を受けたことによる →「大阪市職員等の再就職規制に関する基本方針（報告）」
財政的援助法人の範囲を 市規則に委任する規定の 追加【規定整備】	人事監察委員会での審議結果の反映

職員の退職管理に関する条例

事 項	内 容	改正理由
再就職の報告義務の拡大	以下の内容に改める ・報告対象者 課長代理以上→全ての退職者 ・報告期間 退職後２年間→退職後５年間	人事監察委員会から 条例改正の提言を受 けたことによる

（参考）市規則制定

事 項	内 容	理 由
財政的援助法人の範囲を 規定	以下の定義を規定 ・出資・出えん・貸付金を受けてい る法人 ・過去２年間、300 万円以上の負担 金・補助金・交付金を受けている 法人	人事監察委員会での 審議結果の反映

【平成 25 年度市会に向けての継続検討課題】

職員基本条例

事 項	課 題	改正理由
再就職禁止団体に「市と契 約関係がある法人」を追加	平成 25 年度退職者からの適用に向 け、規制内容とその法的妥当性の検 討を要する	人事監察委員会から 条例改正の提言を受 けたことによる
再就職監視団体を新設 ・過去５年間に職員の再就 職実績がある法人 ・市が便宜供与を与えてい る法人	平成 25 年度退職者からの適用に向 け、便宜供与の定義、規制内容の法 的妥当性、再就職禁止団体との位置 付けの整理等の精査・検討を要する	

条例改正スケジュール

- ① 議案提出締切 1月18日（金）
- ② 議会開会 2月15日（金）
- ③ 議会での審議 3月12日（火）～3月18日（月）
- ④ 議決（予定） 3月28日（木）
- ⑤ 公布・施行 3月29日（金）